

サテライトオフィス、支店・営業所等 開設設置促進奨励金について

産業経済部企業誘致課

新型コロナの流行が続いておりますが、人口の密集する東京都等の大都市から、地方への労働人口の移転が、全国的に進んでいます。

本市では、これまで、産業団地を整備し、そこに工場を誘致して労働人口を増やす政策を続けてきました。

現在のコロナ禍を踏まえて、本年度から本奨励金制度を創設し、地方への労働人口の移転も見据えた、新たな産業として、サテライトオフィス、コールセンター等を開設する事業者への誘致策を講じ、本市として、新たな産業の誘致を目指します。

記

- 1 補助対象事業** サテライトオフィス等の開設後3年以内に、市内居住者を正社員として3人以上雇用する見込みがあること
- 2 補助対象者** 次の施設を新たに設置する事業者
 - ・サテライトオフィス ・コールセンター
 - ・支店・営業所（製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、こん包業及び卸売業に限る）
- 3 補助額等**
 - (1) 設置費奨励金** 補助率：1/2以内、上限額300万円（操業開始後1回）
 - ・土地及び建物の取得費用 ・賃貸に関する初期費用
 - ・改修費用 ・設備工事費用
 - ・備品購入費用 ・求人広告費
 - (2) 運営費奨励金** 3年間、上限額100万円（1箇年当たり）
 - ・事業所取得の場合 固定資産税及び都市計画税の納税額の1/2以内
 - ・事業所賃借の場合 事業所に係る賃借料の1/4以内
 - (3) 雇用奨励金** 1人当たり10万円（操業後、3年経過後に1回）、上限なし
 - ・操業後3年間の間に、正社員※として市内居住者を新たに雇用した場合（従前の事業所に勤務するなど、他の市町村から本市へ転入した者を含む）

※1年以上正社員として継続雇用していることが条件